

北本市とUR都市機構がまちづくりに関する連携協定を締結

北本市と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）は、相互の持つ技術や情報等を活かして協力することにより、北本市が進めるまちづくり並びにUR都市機構が北本団地のストック再生及び活用を推進することを目的として、令和2年3月26日にまちづくりに関する連携協定を締結しました。



左から、北本市長 三宮幸雄、UR都市機構東京北・埼玉地域本部長 竹内大輔

【お問い合わせ先】

- ◆北本市 企画財政部企画課（電話）048-594-5516
（※4月1日～行政経営部行政経営課（電話）048-511-7701）
- ◆UR都市機構 東日本賃貸住宅本部
埼玉エリア経営部 ストック活用計画課（電話）048-844-2309
総務部 総務課 報道担当（電話）03-5323-2555

1. 背景

北本市は、北本団地周辺地域について、北本市都市計画マスタープラン（平成 21 年 3 月。現在改訂作業中）の中で、高齢化の対応、コミュニティの一体性への対応、ゆとりある空間確保等、安心して快適な空間整備を図り、「次代を見据えて安全で快適に住み続けられるまち 公団」を将来地域像としています。

URでは築 40 年超と高経年化している団地について、平成 30 年 12 月公表の「UR 賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」のとおり、地方公共団体をはじめとする地域関係者との連携によりストック再生の実施により地域及び団地ごとの特性に応じた多様な活用を行うこととしています。

当市内には、市内最大規模であるUR北本団地（2,095 戸、管理開始：昭和 46 年）がありますが、高齢化・人口減少の進展が見込まれることを踏まえた若者の移住・定住・交流促進や団地規模の適正化（集約化）、また郊外への大型店の出店や購買力の低下等により活力の低下した商店街区の活性化、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備・ミクストコミュニティ形成の推進など、市との緊密な連携が特に重要です。

そこで、市の施策及びUR団地のストック再生等について、双方が持つ技術や情報等を活かして適切に連携協力し、情報共有を円滑かつ的確に進めることができるよう包括的に協定を締結するものです。

2. 締結者

- ・北本市長 三宮 幸雄（さんぐう ゆきお）
- ・独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
東京北・埼玉地域本部長 竹内 大輔（たけうち だいすけ）

3. 主な連携事項

- ・北本団地の活性化
- ・北本団地のストック再生事業（団地の集約化等）の推進
- ・多様な世代に対応した居住環境の整備及びミクストコミュニティ形成の推進
- ・災害に強いまちづくりの推進

4. 北本団地位置図



©INCREMENT P CORPORATION

・北本団地の概要

所在地：北本市栄7

交通：JR 高崎線・湘南新宿ライン「北本」駅下車、川越観光バス「北本団地」行
約7分「センター前」他下車、徒歩1分

管理開始：昭和46年度

管理戸数：2,095戸（71棟）

(参考1) 北本市の都市マスタープランについて

北本市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/shisei/keikaku/toshi/1418716208212.html>

(参考2) UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョンについて

URのホームページをご覧ください。

https://www.ur-net.go.jp/chintai_portal/stock/index.html